

2025年5月29日

Mizuho RT EXPRESS

トランプ関税は一部差し止めも楽観は禁物 ～米政権は代替手段を模索か～

調査部 シニア米国経済エコノミスト 松浦大将

同 主任エコノミスト 白井斗京

同 主任エコノミスト 菅井郁

同 エコノミスト 中信達彦

080-9534-5897 tatsuhiko.nakanobu@mizuho-rt.co.jp

■ 米・国際貿易裁判所（CIT）が IEEPA に基づく関税を差し止め

2025年5月28日、米・国際貿易裁判所(CIT)はトランプ政権が国際緊急経済権限法(IEEPA, International Emergency Economic Powers Act)に基づいて実行した一連の関税措置が違法であると判断し、恒久的な差し止めを命じた。今年1月の就任以降、トランプ大統領は大規模な貿易赤字や薬物の流入がIEEPAの定める「異常かつ例外的な脅威(unusual and extraordinary threat)」に当たるとして、大統領権限を行使して広範な関税措置を迅速に実行してきた。しかし、複数の民間企業と民主党系13州が原告となった今回の判決では、同法が大統領に無制限に関税を設定する権限を与えたものではないこと、違法薬物・不法移民対策としての関税措置は「異常かつ例外的な脅威」の条件を充足していないことが示

図表1 米・国際貿易裁判所「関税訴訟判決」の概要

ポイント	内容
判決要旨	<ul style="list-style-type: none"> トランプ大統領がIEEPA(国際緊急経済権限法)に基づいて発令した、一連の関税命令を無効と判断、恒久的に差し止め
IEEPAを根拠とした無制限の関税措置は違憲	<ul style="list-style-type: none"> IEEPAは無制限の関税措置を大統領に容認するものではなく、相互関税は適用範囲を逸脱 IEEPAを根拠に大統領が無制限に関税を設定することは、憲法上容認されず違憲 トランプ大統領の相互関税は「貿易不均衡」対策であり、IEEPAではなく期間や税率に制限のある通商法122条に従うべき よって、IEEPAのような広範な緊急権限の下で関税を課すのは適切ではない
「異常かつ例外的な脅威」は法的条件を充足せず	<ul style="list-style-type: none"> 違法薬物・不法移民関税は「異常かつ例外的な脅威」の条件を充足せず 関税によって「プレッシャーを与える」という論理は、外交戦略としていかに妥当であろうとも、緊急事態に「対処する」という法律の定義には適合しない
政府の「政治問題論」主張への反論	<ul style="list-style-type: none"> 「国家非常事態の内容に裁判所は立ち入れない」という政府主張は見当違い 裁判所が管理するのは大統領の判断ではなく、法律の文言を適用する基準である 「政治問題論」は司法審査を妨げるものではない

(出所) 米・国際貿易裁判所より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

され（図表1）、相互関税に加えて、移民・薬物問題を理由に中国、カナダ、メキシコへ課した関税が違法であると判断された。なお、自動車や鉄鋼製品など特定品目に課される関税は異なる法律（1962年通商拡大法232条）によって実施されており、差し止め対象には含まれていない（図表2）。

判決前の時点で有効であった関税を踏まえると、みずほリサーチ&テクノロジーズの試算では米国の平均関税率は15.3%まで上昇する見込みだったが、今回の判決に基づいて政権が関税を引き下げた場合、平均関税率は7.0%まで低下する計算になる（図表3）。

トランプ政権発足以降、関税引き上げに伴う景気悪化懸念に注目が集まっていたが、今回の判決を受けて、マーケットは総じてリスクオンで反応している。大手テック企業の好決算なども押し上げ材料となり、株式市場では日本時間5月29日午前時点でCMEダウ先物が+1%超上昇、為替市場では1ドル=146円超までドル買いが進行した。しかし、今後トランプ政権の関税に対する姿勢が顕著に軟化していくという見方はやや楽観的過ぎるかもしれない。

■ トランプ政権は他の法的根拠を模索する見込み

平均関税率の低下は世界経済にとって好材料だが、トランプ政権が関税を自身の政策の中心に据えている以上、IEEPAを根拠とした関税引き上げが司法に差し止められたとしても、何らかの手段を講じた上で関税引き上げを試みる事が予想される。

図表4は、今後トランプ政権がとりうる手段をまとめたものだ。トランプ政権はCITの判決を不服とし、連邦裁判所に控訴する方針を示した。控訴審で政権が勝訴すれば、合法的にIEEPAに基づく関税政策が実行可能になる。しかし、本件は最高裁まで持ち込まれる可能性が高く、最終的な司法判断ま

図表2 トランプ政権の主な関税政策

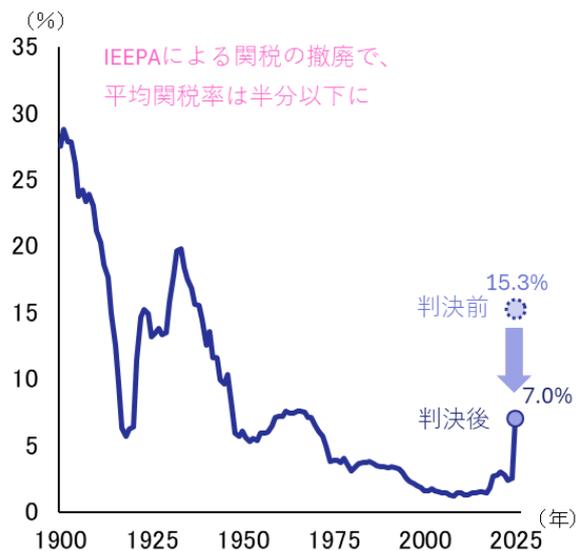
根拠法	対象	関税率	平均関税率への寄与
差し止め 国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	一律関税	10%	2.3%Pt
	相互関税 (見込み)	特定国に 20~50%	4.2%Pt
	中国	20%	2.7%Pt
	カナダ、 メキシコ	25%	3.3%Pt
1962年通商法 232条	自動車・部品	25%	3.6%Pt
	アルミ製品	25%	0.6%Pt
	鉄鋼製品	25%	0.5%Pt
	半導体、医薬 品等(見込み)	25%? (追加関税25%の場合)	3.8%Pt

(注1) 相互関税による平均関税率への寄与は、4月2日の公表時の数字に基づいた、一律関税10%に上乘せられている部分の寄与を示す

(注2) 2024年輸入実績に基づく試算値。一部例外規定については省略

(出所) ホワイトハウス、米国商務省より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 平均関税率の推移



(注1) 図表2のうち、保留中の相互関税、未実施の品目別関税は図表3に含まない

(注2) 2024年輸入実績を基にした推計であり、輸入数量の減少は考慮していない

(出所) Tax Foundation、米国商務省より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

では長い時間がかかるだろう。

最悪のリスクケースとして考えられるのは、政権が裁判所の判決に従わず、現行の関税政策を維持し続けることである。トランプ政権は移民政策においても司法と対立しているが、裁判所からの命令にあからさまに従わないことがあれば¹、三権分立という国の根幹を揺るがす事態となるだろう。

現実的にはIEEPA以外の法律に基づいて関税を課そうとする可能性が高い。今回の判決の中では、貿易赤字への対処は「1974年通商法122条に従うべきである」と言及している。通商法122条では、150日間、最大15%という制限があるものの、全輸入に対する関税率引き上げが可能となる。そのほか、通商拡大法232条（鉄鋼・アルミ・自動車関税の根拠法）の適用範囲を他の品目にも拡大する手段や、通商法301条（第一次トランプ政権における対中関税の主な根拠法）を用いた特定国への関税引き上げ手段も存在する²。IEEPAによってこれまで実施してきた関税政策と比較すると、他の法律には期間や対象品目に制限があるため、政策の自由度は下がる。しかし、トランプ政権がこうした法律を活用しながら、実質的に現行の関税政策に近い関税を課そうとすることは十分にあり得る。

今回の判決を受けてトランプ政権の関税政策は一時的に緩和する可能性があるものの、予断を許さない状況が続くだろう。

図表4 政権がとりうる手段

手段	内容	実行にあたるハードル
連邦裁や最高裁で勝訴する	勝訴した場合、合法的に関税の執行が可能	係争が最高裁まで至った場合、終結に長い時間がかかる →なお、政権は連邦裁判所に控訴する方針
判決に従わない	現行の関税率を維持	裁判所に命令違反と判定された場合、 政権が法廷侮辱罪等に問われる可能性 。また、裁判所の命令に従わないことで、 三権分立という国の根幹が揺らぐ事態
議会で根拠法を新たに制定する	議会で関税引き上げに関する法律を制定。合法的に関税の執行が可能	議会の審議を経る必要があるため、長い時間がかかる。 共和党内で足並みがそろわず、可決に至らない可能性
国別・品目別の関税で対応	通商拡大法232条、通商301条等を用いて、品目別・国別の関税引き上げ対象を拡大	対象を全品目に拡大し、国別の関税率を制定するために時間がかかる可能性
一時的な一律関税の引き上げで対応	通商法122条を用いて、150日間の一時的な関税引き上げ(最大15%)や輸入規制が可能	期間が150日間に限定されるため、適用期間終了までに別の対応が必要。また、全輸入への一律関税(最大15%)となるため、国別の対応が不可

(出所) みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- ¹ 米政権は、2025年4月23日、連邦裁判所が差し止め命令を出したにも関わらず移民の強制送還を実施したことを認めている。本件では、裁判所の差し止め命令と移民を乗せた航空機の離陸のタイミングが論点となったが、今回の IEEPA による関税の撤回を求める判決にはそのような曖昧な議論は発生しづらいと考えられる。
- ² 232 条は安全保障上の問題となる品目への関税や輸入規制を、301 条は貿易相手国の不公正な取引に対する関税や輸入規制を課すことを認めている。

【PR】 YouTube[®]動画「MHRT Eyes」・各種 調査レポート（無料）を配信中！ （「YouTube」は Google LLC の登録商標です）

～国内外の経済・金融動向など幅広い分野について、エコノミスト・研究員が専門的な知見をご提供～

▽メルマガ（登録無料）では、配信をいち早くお知らせしております。下記より是非お申込みください

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mailmagazine/research/index.html>



（QR コードはデンソーウェブの登録商標です）

お問い合わせ：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 調査部メールマガジン事務局

(03-6808-9022, chousa-mag@mizuho-rt.co.jp)

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。